

介護保険制度の給付対象から生活援助を  
除外しないことを求める意見書

2012年度の介護保険制度改定に向け、現在、国の社会保障審議会・介護保険部会において審議が続いている。これまで介護保険制度の運用においては、ホームヘルパーが掃除や調理等を提供する生活援助が家事手伝いの延長と誤解され、常に介護給付抑制の対象となってきた。今回の検討では、市町村の判断により、生活援助を介護保険制度の給付対象から外し、新設する独自サービスに移行し、ボランティアによる家事支援を行うことができるようにしている。

しかし、生活支援は単なる家事支援ではなく、一人暮らしの高齢者においては、コミュニケーションをとることで意欲が向上し、また、ヘルパーが関連機関と連携することで、病気の予防や早期発見につながっている。また、身体介護と同様に利用者の日常生活を支える命綱となっている生活援助をボランティアで支えることができるのか不安が生じている。さらに、NPO法人やボランティア団体などから人材を確保できない自治体があることも指摘されている。

よって、政府においては、生活援助は高齢者が安心して在宅生活を送るために、また介護予防の観点からも必要なサービスであることを認識し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 生活援助を介護保険制度の給付対象から除外しないこと。
- 2 介護保険制度改定に向けては、利用者や介護の現場で働く人の意見を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）12月9日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員